

「宮代町いじめ防止基本方針」の改定のポイント

- スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの活用について明記【P 1】
- 「宮代町こども議会宣言」を明記【P 2】
- 「いじめ防止基本方針を定める意義」を明記【P 3】
- 学校評価項目への位置付けについて明記【P 3】
- ホームページへの掲載、保護者・地域住民への周知について明記【P 3】
- 組織としての役割と構成について明記【P 4】
- いじめ防止に関する児童生徒の自主的活動について明記【P 5】
- いじめの防止の指導のポイントについて明記【P 5】
- 東日本大震災被災児童生徒等への配慮について明記【P 5】
- けんかやふざけ合いの背景について明記【P 7】
- いじめに係る報告・相談に対する迅速な対応の徹底について明記【P 7】
- 学校いじめ対策組織へのいじめの報告・対応について明記【P 8】
- 「いじめ」という言葉を使わない柔軟な対応について明記【P 8】
- いじめの解消について明記【P 9】
- 重大事態の判断について明記【P 10】

※新旧対照表のページとなります。

～その他、いじめ防止対策に係る留意点～

- ・ いじめの定義の中から、「ケンカを除く」という記述がなくなった。
- ・ いじめ防止対策推進法の中で、第15条で「学校はいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする」、第22条で「学校はいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする」と各学校にいじめ防止基本方針の作成と学校いじめ対策組織の設置を義務付けている。
- ・ いじめと疑われるものは必ず報告、そして組織で対応する。まじめで熱心な教員ほど抱えこむ。報告なしは違法です。
- ・ いじめの解消の2つの条件
 - ① 行為が止んでいる状態が少なくとも3か月以上継続している
 - ② 心身の苦痛を感じていないと認められること<面談等で確認>
- ・ 重大事態における学校の対応を全職員で周知徹底<調査、説明等>
- ・ いじめ防止の観点から、学校として特に配慮が必要な児童生徒
 - ① 発達障害を含む、障害のある児童生徒
 - ② 海外から帰国した児童生徒、外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
 - ③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
 - ④ 東日本大震災により被災した児童生徒、又は、原子力発電所事故により避難している児童生徒
- ・ 簡単に「いじめはなかった」と言わない、判断しない。依頼があったら必ず調査を行う。
- ・ 調査結果に基づく「加害児童生徒への指導」「教職員の処分」などについても「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」等で全教職員で周知徹底しておく。